

2-2.加盟店募集要項・取扱いマニュアル

▶加盟店の参加条件

GoToEatキャンペーン 参加飲食店同意書より

- 当店は、カラオケ設備を有している場合であっても、食事券の利用者又はポイントの付与対象者・利用者かどうかに関わらず、利用客に当該設備を使用させません。
- 当店は、広島県「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言書」及び「広島県お知らせQR」を掲示します（宣言書又はステッカーのいずれかは店頭に掲示とともに来店者に登録を促します）。
- 当店は、利用者に対して、以下の事項を周知します。
 - ・発熱や咳など異常が認められる場合は来店しないこと。
 - ・できる限り混雑する時間帯を避けること。
 - ・大人数での会食や飲み会を避けること。
 - ・デリバリーやテイクアウトを活用すること。
 - ・店が席の配置や食事の提供方法を制限することに協力すること。
 - ・食事の前に手洗い・消毒をすること。
 - ・咳エチケットを守ること。会話の声は控えめにし、大声に驚がりやすい大量の飲酒を避けること。
 - ・食事中以外はマスクを着用すること。
 - ・新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）を利用すること。

※取組内容の店頭掲示や利用者に対する周知のために必要なポスター等については、農林水産省から提供します。

【参加登録の取消】

- 当店は、ガイドラインの遵守に係る不備について、農林水産省、所在する地方公共団体又は【食事券発行事業者名又はオンライン予約サイト事業者名】の指摘に適切に対応しない場合や本誓約書の誓約内容に違反や虚偽があった場合、【食事券発行事業者名又はオンライン予約サイト事業者名】により参加登録が取り消されることに同意します。

5

© 2020 Go To Eat campaign hiroshima. All Rights Reserved.

▶対象飲食店

日本標準産業分類の「76 飲食店」に分類されている飲食店のうち、食品衛生法（昭和22 年法律第233号）第52 条第1 項の許可を得ている飲食店であり、かつ、その場で飲食させる事業所であつ、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（改正）」に基づく外食業の事業継続のためのガイドライン」（令和2 年5月14 日、一般社団法人 日本フードサービス協会及び一般社団法人 全国生活衛生同業組合中央会）に基づき、新型コロナウイルス感染症の感染予防対策に取り組むことを本事業の参加条件にすることとし、その取組内容を店頭で掲示している飲食店になりますが、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23 年法律第 122 号、以下「風俗営業法」という。）第2 条第4 項に規定される「接待飲食等営業」を営む飲食店は対象外となります。

●日本標準産業分類「76 飲食店」に該当する飲食店

⇒店内飲食をメインとしなもの（宅配どろりなどのデリバリー専門店、持ち帰り専門店、移動販売店舗（キッチンカー）、カラオケなど他のサービスの提供をメインとする店舗など）は「76 飲食店」に該当せず、対象外。

●「76 飲食店」であっても、客への接待・遊興などを伴う飲食店※は除外

⇒キャバクラ、ショーバブ、ガールズバー、ホストクラブ、スナック・料亭（接待を伴うもの）は対象外。

※風俗営業法の「接待飲食等営業」、「特定遊興飲食店営業」に該当する飲食店。

●対象 飲食店

食堂、レストラン・専門料理店（日本料理店など）・そば・うどん店・すし店・酒場、ビヤホール・喫茶店・オーセンティックバー など

●対象外 飲食店

デリバリー専門店・持ち帰り専門店・移動販売店舗（キッチンカー）・カラオケボックス・キャバクラ、ショーバブ、ガールズバー、ホストクラブ・スナック・料亭（接待を伴うもの）

6

© 2020 Go To Eat campaign hiroshima. All Rights Reserved.

▶登録飲食店に求める感染症対策

GoToEatに参加する飲食店が守るべき感染症対策

- 1 登録飲食店に求める感染症対策
○既に、仕様書上、飲食店が登録する際にはガイドラインに基づき感染予防対策に取り組んでいることを条件とし、取組内容を店頭掲示することとしている。
- 加えて、農水省から事業者に対して、飲食店が登録する際の条件として、以下を指示する考え。
①クラスターの発生を防ぐ観点からは、「換気」、「距離」、「三密」を常に意識することが肝要。そのため、②、③及び④の利用者への周知とあわせて以下の対策を実施し、店頭掲示する。
・店舗入口や手洗い場所には、**手指消毒用消毒液を備用する**。
・店内には適切な換気設備を設置し、**徹底した換気を行う**（窓・ドアの定期的な開放、常時換気扇の使用等）。
・他グループの客同士ができるだけ2 m（最低1 m）以上空気に**間隔を空けてテーブル・座席を配置する**か、**テーブル間をパーティション（アクリル板又はそれに準するもの、以下同じ。）で区切る**。カウンター席は、他グループの客同士が密着しないよう**適度なスペースを空ける**。
・一つのテーブルで他グループと**接触する場合には、真正面の配置を避ける**か、テーブル上もパーティションで区切る。
②カラオケボックスや接待を伴うスナックは本事業の対象として認めないが、一部の対象飲食店ではカラオケ設備を有している場合がある。そうした場合でも、キャンペーン期間中は、食事券の利用又はポイントの付与対象者・利用者に限ること**カラオケ設備を使用しない**。
③大量の飲酒は控えるよう利用者に周知する。
④営業時間の短縮等、**国又は地方公共団体からの要請に従う**。
⑤農水省が**事前調査なしに行う訪問調査に協力する**。
⑥**ガイドラインを遵守していない旨の指摘には適切に対応すること**とし、対応しない場合は、事業者により登録が取り消される。事業者及び農水省は利用者からの指摘を受ける相談窓口を設置する。
⑦登録飲食店の利用者が着席した際に目につく場所に、**接触アプリの紹介をする**（メニュー表上にシールを貼る、レシートに印字する等）。

2 利用者に求められる感染症対策

○登録飲食店は、以下の事項をその利用者に周知する。

- ・発熱や咳など異常が認められる場合は来店しない。
- ・できる限り混雑する時間帯を避ける。
- ・**大人数での会食や飲み会を避ける**。
- ・デリバリーやテイクアウトも活用する。
- ・店が、席の配置や食事の提供方法を制限することに協力する。
- ・食事の前に手洗い・消毒をする。
- ・咳エチケットを守る。会話の声は控えめにし、**大声に驚がりやすい大量の飲酒を避ける**。
- ・食事中以外はマスクをする。

このほか各都道府県が独自の条件（ステッカー、通知サービスなど）を協定することも可。その際、都道府県が感染状況を踏まえて**会食人数の要件についても検討**。

広島県独自の条件

Go To Eatキャンペーンに参加する飲食店が守るべき感染症対策
・「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言書」及び「広島県お知らせQR」に参加し、店頭に掲示とともに来店者に登録を促します。

広島県のホームページからご登録ください



7

© 2020 Go To Eat campaign hiroshima. All Rights Reserved.

Go To Eatキャンペーン 広島
加盟店登録から精算まで

8

© 2020 Go To Eat campaign hiroshima. All Rights Reserved.

2-2.加盟店募集要項・取扱いマニュアル

▶加盟店登録申請方法

以下の2つの方法でお申込ください

郵送で申請

オンラインで申請

1) 郵送で申請

申込期間 令和2年9月18日(金)～令和2年10月22日(木)
(上記期間以降も随時受付いたします)

登録申請に必要な書類 ①登録申請書 ←ホームページよりダウンロードいただけます
②営業許可証の写し
③通帳コピー 表紙を開いた見開きページ又はキャッシュカードのコピー等
振込口座が確認できる部分の写し

上記必要資料 3点を入れて下記まで郵送ください

(事故防止等のため、簡易書留等、郵便物が追跡できる方法での送付について、ご協力をお願いします)

<郵送先>

〒730-0031 広島市中区紙屋町2-1-22 広島興銀ビル11F
「Go To Eatキャンペーン 広島県事務局」

加盟の可否承認メールを10月1日(木)頃からお送りします。



加盟店登録申請

申込期間	令和2年9月18日(金)15:00～令和2年10月22日(木)15:00まで
募集対象	①広島県内で営業している飲食店 ②国が定める新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインを遵守する飲食店 ③感染症対策取組宣言書及び、広島コロナお知らせQRに参加する飲食店

郵送でお申込みの場合

下記、参加飲食店同意書及び個人情報取り扱いについてをご確認のうえ、登録申請書にご記入ください。
営業許可証、通帳コピー(表紙を開いた見開きページを同封の上、郵送ください。
(事故防止等のため、簡易書留等、郵便物が追跡できる方法での送付について、ご協力をお願いします)

■ 登録申請書 (Word) ← 登録申請書はこちらからダウンロードいただけます

■ 登録申請書【記入例見本】(PDF) ← 登録申請書【記入例見本】(PDF)

■ 参加飲食店同意書 (PDF) ← 参加飲食店同意書(PDF) 一読ください

■ 個人情報の取り扱いについて (PDF) ← 個人情報の取り扱いについて (PDF) 一読ください

郵送先 〒730-0031 広島市中区紙屋町2-1-22 広島興銀ビル11F
Go To Eatキャンペーン 広島県事務局
TEL: 082-545-7215

© 2020 Go To Eat campaign hiroshima. All Rights Reserved.

9

▶加盟店登録申請方法

2) オンラインで申請

申込期間 令和2年10月1日(木) 予定 ～ 令和2年10月22日(木)
(上記期間以降も随時受付いたします)

(Go To Eatキャンペーン広島 参加飲食店 ・ 利用者共通サイト)

<https://gotoeat.hiroshima.jp/>



※参加飲食店同意書・個人情報の取り扱いについてを一読・ご確認の上申請ください。
※営業許可証の写し・通帳コピー (写真データ・PDF) をご準備ください

はじめに誓約事項に同意してください。

- ①加盟店情報入力
- ②ファイル添付
営業許可証の写し・通帳コピー (表紙を開いた見開きページ)
※振込口座が確認できる部分の写し
- ③送信
- ④システムよりメール自動送信。受付番号 をお知らせいたします。
受付番号は今後のお問い合わせ・精算が必要となりますので、必ずお控えください。

審査・承認にお時間を要します

加盟の可否承認メールは10月1日(木)頃からお送りします。

複数店舗のご登録について

※振込口座は1登録1口座です。

複数店舗をお持ちでそれぞれに振込が必要な場合は予め店舗ごとに参加飲食店登録が必要です。

※複数店舗一括して振込を希望される事業者様は事務局までご連絡ください。

© 2020 Go To Eat campaign hiroshima. All Rights Reserved.

10

▶登録後の準備

加盟店舗の登録住所にスターターキットをお送りします。

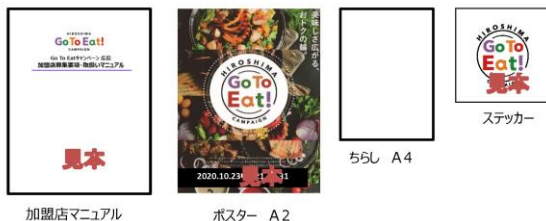
発送予定 10月19日(月)～

※参加条件を満たさないこと等により登録が行われない場合を除きます。
※10月8日以降の登録の場合、一式到着が遅れる場合がございます。

<内容一覧>

加盟店マニュアル 1部
店頭提示ツール (ちらし10枚、ポスター1枚、ステッカー1枚)
換金用伝票 (2枚つづり×6枚)
換金用専用封筒 角2 (6枚)

各デザインは見本です。現在作成中のため、イメージが変更となる場合があります



加盟店マニュアル

ポスター A2

ちらし A4

ステッカー



封筒

換金伝票

© 2020 Go To Eat campaign hiroshima. All Rights Reserved.

11

▶登録後の準備

下記をご提示ください

Go To Eatキャンペーン広島
事務局よりお送りします



ポスター



ステッカー

広島県のホームページから
ご登録後、ご提示ください



農林水産省よりお送りします

飲食店様店頭ツールを4種類制作して参加飲食店様にお送りします。
(10月中旬～下旬送付予定)



メニュー貼付用

メニュー挟み込み用

外食時のお願いポスター

感染防止
対策チェックポスター

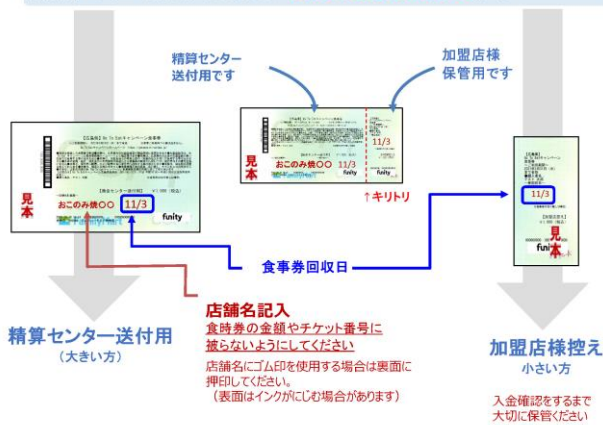
© 2020 Go To Eat campaign hiroshima. All Rights Reserved.

12

2-2.加盟店募集要項・取扱いマニュアル

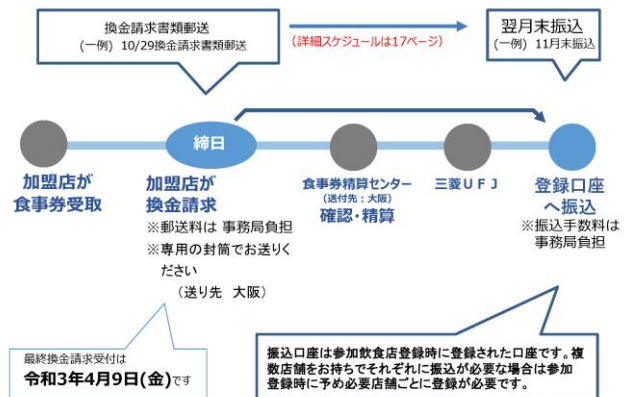
▶利用者から食事券受取までの流れ

- ①お会計（支払い額の提示）
- ②食事券使用の意思表示
- ③広島県で利用できるGo To Eatキャンペーン広島 食事券が確認
- ④食事券が偽造等されたものでないか及び有効期限内3/31までかを確認
- ⑤利用者から食事券を受け取り差額を精算 ※おつりは出ません
- ⑥精算センター送付用の食事券に店舗名・回収日を記入・保管



13

▶食事券受取から精算までの流れ



14

▶食事券受取から精算の流れ

使用済食事券の換金

- ①換金用伝票（複写式）
に必要事項を記入
- ②紙クーポンを クリップ又は
輪ゴムで束ねる
- ③専用封筒に入れる
(換金の専用封筒です)

換金用伝票 (複写式)

記入日 20 年 月 日

Go To Eat キャンペーン広島 食事券

登録時の受付番号

利用可能店舗名

電話番号

500円券 20 枚

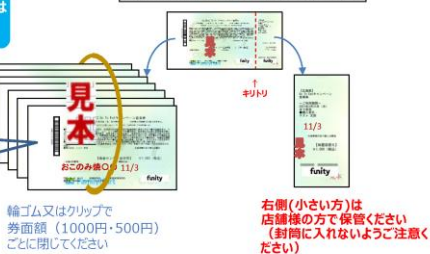
1,000円券 50 枚

合計金額 60,000 円

対象期間 2020年10月23日～2020年10月29日

参加飲食店登録
時に付与されます
受付番号をご記
入ください

店舗使用済食事券回収期間

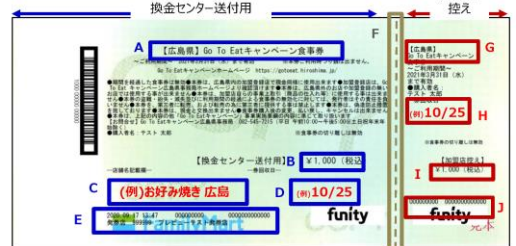


15

▶食事券取扱いについて

- ＜お客様ご利用にあたり、加盟店でのご案内と注意事項＞
- ①お店独自で対象外の商品を設定する場合は、予め利用者が認識できるようにしてください。
 - ②お店独自で食事券利用上限金額やポイント・クレジットカードの利用、他クーポンや他食事券との併用を定める場合は、予め利用者が認識できるようにしてください。
 - ③加盟店は利用者が食事券を利用することを原則お断りすることはできません。何らかの理由でお断りする場合は、予め利用者が認識できるようにしてください。
- ＜お客様から食事券を受け取る際の注意＞
- ①食事券が「広島県」GoToEatキャンペーン食事券であることを確認してください。
 - ②領面は500円と1000円の2種類です。受取時に領面を確認してください。
 - ③すでに半券が切り取られている食事券や食事券に店舗名・回収日等の記載があるものは利用済みのものであり、再利用できません。利用後から受け取らないでください。
 - ④食事券の見本と偽造防止加工や色合い等を比較してください。偽造と判別できた場合は、食事券の受け取りを拒否し、速やかに警察又はGo To Eatキャンペーン広島食事券事務局へご連絡ください。
 - ⑤おつりは出せないことをお伝えください。
 - ⑥食事券の不足分は現金等で受取ってください。
 - ⑦テイクアウトを除く商品購入、サービス提供への使用は、お断りください。

食事券受取時の確認と受取後の記載例



記号	記載事項	注意事項
A	【広島県】Go To Eatキャンペーン食事券	【広島県】GoToEatキャンペーン食事券であることを確認してください。
B	券面額	500円と1000円の2種類があります。受取時の領面を確認してください。
C	店舗名記載欄 ※記載または押印ください	換金センター送付時に記入してください。 (※記載の場合) 店舗名を正確に(※店名・カードや領面・クーポン等)で入力してください。(押印の場合) 表の店舗名に捺印を記入し、裏面に押印が必要です。※換金に必要な情報は、「店舗名」のみです。目視のみに「店舗名」が把握できれば、住所や電話番号の記載があっても問題ありません。
D	回収日 ※記載ください	加盟店様 回収日(お客様ご利用日)を記載ください。
E	管理項目	破損や汚損にご注意ください ※店舗名記載時に文字やスタンプが5センチ以上にご注意ください
F	シメン目 (切り離してください)	
G	【広島県】Go To Eatキャンペーン食事券	領面に誤り、異変がある場合は、速速ご連絡ください。
H	回収日 ※D欄目 ※記載ください	店舗様回収日(お客様ご利用日)を記入ください。
I	券面額	1000円・500円の2種類があります。
J	管理項目	破損や汚損にご注意ください

© 2020 Go To Eat campaign hiroshima. All Rights Reserved.

16

2-2.加盟店募集要項・取扱いマニュアル

▶食事券換金スケジュールについて

換金受付期間	2020年10月23日(金) ～2021年4月9日(金) 必着 ※換金受付期間を過ぎてもからの換金には一切対応することができません。ご注意ください。
換金回数	月1回 / 合計6回まで ※換金の回数は食事券の受取枚数に応じて各加盟店で満額お決め下さい(原則月1回)。最終の一回はまとめて発送し、換金することもできます。 ※7日目の換金用封筒と換金伝票は配布できません。またご自身で用意した封筒では換金はできません。
換金方法	「利用済の食事券(精算センター送付用)・換金伝票に必要事項を記入の上、精算センター送付用の専用封筒に入れて郵送」 ＜1登録加盟店(1受付番号)・1封筒＞

- 精算センターに必要書類が到着する日を基準として手続きを行います。
- 日数は十分余裕を持って郵送してください。
- 【換金スケジュール】

換金日程	加盟店から精算センターへの受付期間	精算センター事務局	三章UFJ銀行
	精算センター到着日を基準とします	集計・チェック	振込日
1	10/23(金)～11/9(月)到着	→	11/30(月)
2	11/10(火)～12/7(月)到着	→	12/25(金)
3	12/8(火)～1/8(金)到着	→	1/29(金)
4	1/9(土)～2/8(月)到着	→	2/26(金)
5	2/9(火)～3/8(月)到着	→	3/29(月)
6	3/9(火)～4/9(金)到着	→	4/30(金)

＜その他注意事項＞

- ※キャンペーン期間中における食事の提供(テイクアウトを含む)の取引に使用された「【広島県】GoToEatキャンペーン食事券」のみ換金可能です。
- ※振込口座は加盟登録申請時に登録した口座へ入金いたします。入金額を加盟店様でご確認ください。
- ※換金が集中した場合や送付内容の不備、口座情報の不備等の影響で、振込が遅れる場合があります。
- ※送付された換金用片の枚数に差異が生じた場合は、「送付された換金用片の枚数」を正しし精算を致します。
- ※入金額に差異があった場合にもえ、食事券の半券(加盟店控え)を必ず切り取り、入金確認が完了するまで大切に保管してください。この控えがない場合は、入金額に差異があっても異議申し立てができませんので、ご注意ください。
- ※入金額に異議がある場合は、入金日から2週間以内に異議申し立てを行ってください。半券(加盟店控え)にて相互確認を行います。
- ※2週間を過ぎてからの異議申し立てはできませんので、ご理解ください。
- ※最終振込日 4月30日分につきましては、入金額に差異がある場合、異議申し立ては5月10日(月)までに行ってください。この日を過ぎると一切対応することができません。お早めに入金額をご確認ください。
- ※換金用の専用封筒には加盟登録申請時の1登録店舗(1受付番号)につき1つの封筒に入れてください。複数店舗加盟登録申請されている場合、1つの封筒の中に異なる加盟店で利用された食事券が混在しないようご注意ください。
- ※登録申請された加盟店名と食事券に記載・押印された店舗名が異なる場合と換金できない場合があります。
- ※精算センター送付用の食事券2/3以上に破損・汚損がある場合は換金できません。また、「食事券番号」「券面額」「管理項目」が目視で確認できない場合は換金できません。
- ※振込手数料は事務局にて負担致します

17

© 2020 Go To Eat campaign hiroshima. All Rights Reserved.

▶換金伝票の記載について

複写式のため2枚目の後ろに下書きを利用し、黄色い部分へ記入ください。訂正する場合は、二重線を引き、換金センター送付用に訂正の押印をしてください。(記入する担当者様のシャチハタ可)

↓複写式の2枚、加盟店控えは切り離して、入金完了するまで大切に保管して置いてください。

記号	記載項目	内容
①	記入日	ご記入いただいた日を記載ください
②	登録時受付番号	登録申請及び承認時メール送信時にお知らせしました受付番号をご記入ください
③	利用可能店舗名	店舗名を記入または押印ください
④	電話番号	日中連絡先をご記入ください。換金伝票に関してご連絡させていただく場合があります。
⑤	500円券の枚数	500円券の換金枚数をご記入ください
⑥	1000円券の枚数	1000円券の換金枚数をご記入ください
⑦	合計金額	換金額の合計額をご記入ください
⑧	対象期間	今回換金対象の取扱食事券の最終の取扱日と最終の取扱日を記入してください。(取扱した期間の月○日～月○日)

▶換金用専用封筒 封入から投函まで

- ・封筒に記載されている注意事項をご確認ください。
- ・【広島県】GoToEatキャンペーン食事券以外の食事券が紛れていないかご確認ください。
- ・換金用片と換金伝票の両方が入っているかご確認ください。
- ・換金用専用封筒は、郵便局窓口へ差し出してください。(郵便代は受取人払いです)
- ・封筒に換金用片が入りきらない場合は、事務局まで申し出ください。

受取人払の特定記録の郵便です。
郵便局窓口へ差し出してください。**ポスト投函不可**
※ポスト投函された場合、差代人に郵便物が戻される場合があります。

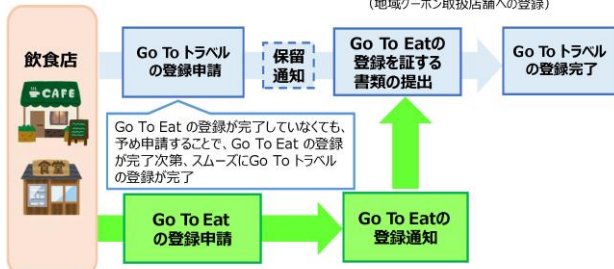
© 2020 Go To Eat campaign hiroshima. All Rights Reserved.

18

▶GoToトラベルとの関係

- ・飲食店のGo To トラベルの登録には、Go To Eatの登録が必要です。
- ・Go To Eatの登録が完了するまで、Go To トラベルへの登録は保留。

(地域クーポン取扱店舗への登録)



※「飲食店」とは、Go To Eatの対象となる飲食店をいう。

19

© 2020 Go To Eat campaign hiroshima. All Rights Reserved.



Go To Eatキャンペーン広島県事務局
〒730-0031 広島県広島市中区紙屋町2-1-22 広島興銀ビル11F
加盟店様用連絡先
・tel.082-545-7215
・fax.082-241-7110
【受付時間】10:00～17:00(定休日:土・日・祝、年末年始(12/29～1/3))
gotoeat-hiroshima@jtb.com

© 2020 Go To Eat campaign hiroshima. All Rights Reserved.